

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第一〇二号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
平成二十九年一 月三十一日	指定の年月日
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東一丁目十四ー七	指定に係る道路の位置
三十四・九五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)